2月16日(金) から 3月15日(木) まで



場及び各地区の公民館又は集会所で申 告相談を行います。次のことに注意し いてきました。税務課では、役場申告会 て、正しく早めに申告をお願いします。 所得税と町県民税の申告時期が近づ

申告が必要な方

ければならなくなります。 だけでなく、加算税や延滞税も納めな に申告をしなかったり、誤った申告を 申告と納税を行ってください。期限内 制度を採用しています。正しく早めに 計算し、納税するという自主申告納税 とこれに対する税額を、納税者自らが したりすると後で不足の税金を納める 所得税は、平成18年中に生じた所得

- 千万円を超える方 平成18年中の給与の収入金額が2
- 給与所得や退職所得以外の合計額が 20万円を超える方 1か所から給与を受けている方で、

- 給与の支払いを2か所以上から受 けている方
- 控除の合計額を超える方 が、基礎控除、扶養控除などの所得 で、平成18年中の所得金額の合計額 ある方、土地や建物を売った方など 事業をしている方、不動産収入の

〈還付を受けられる場合〉

が還付されます。 確定申告により源泉徴収された所得税 マンでも、次の要件に該当する場合、 確定申告をする必要のないサラリー

- けることができる場合 住宅借入金等特別控除の適用を受
- \subset なかったために年末調整を受けなかっ 年の途中で退職し、その後就職し
- 維損控除や医療費控除を受ける場合
- き所得税を超えて納税している場合 益のため所得が減少し、本来納めるべ 予定納税をしている方で休業や減

外の所得金額の合計額が20万円以下 る場合には、給与所得や退職所得以 であっても、これを含めて申告しな

3月15日(木)までに申告をしなけれ 申告をした方は必要ありません。 ばなりません。ただし、所得税の確定 し、昨年中に次の項目に該当する方は、 今年1月1日現在、町内に住所を有

- 地代や家賃、配当などの収入があっ 日雇・大工・パート収入のあった方 営業・農業等事業を営んでいる方
- 所得が20万円以下の方 給与所得者で、主たる給与以外の 厚生年金や国民年金などから年金

を受給している方

ければなりません。 還付を受けるために確定申告をす



